

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

JUNE 2020
 VOL.624

7



寄港(常陸那珂港)

写真提供者:水戸市 萩谷 廣和氏

●2020 7月号 CONTENTS●

2020年4月1日より、

- パートタイム・有期雇用労働法が施行されました! …2
- 業務改善助成金について ……4
- 新型コロナウイルス感染症に関する
母性健康管理措置について …5
- 令和元年度 過重労働解消キャンペーンにおける
重点監督実施結果 …6
- 労働保険の年度更新について ……8
- 労働保険料の納付は「口座振替」が便利です ……9
- 令和2年度「受動喫煙防止対策助成金」のご案内 ……10

精神障害の労災認定基準に

- 「パワー・ハラスメント」を明示します …11
- (一社)茨城労働基準協会連合会定時会員総会開催 …12
- 最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施結果 ……13
- 「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願いします ……13
- 高年齢労働者の災害防止にご協力を! ……14
- 「茨城地区」免許出張特別試験は中止となりました ……15
- 県内の労働災害発生状況速報 ……15
- 死亡災害発生状況 ……15
- 講習会のご案内 ……16

2020年4月1日より、 パートタイム・有期雇用労働法が施行されました!

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)
正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されています!

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法*1や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)**、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されています。

*1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

【中小企業の範囲とは?】

①「資本金の額または出資の総額」と②「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する労働者の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(サービス業、医療・福祉等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種(製造業、建設業、運輸業等上記以外全て)	3億円以下	300人以下

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

均衡待遇規定<法第8条> (不合理な待遇差の禁止) ①職務内容*2、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定<法第9条> (差別的取扱いの禁止) ①職務内容*2、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

*2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

①**均衡待遇規定**について、個々の待遇*3ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条>

*3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

②**均等待遇規定**について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>

③待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン(指針)を策定**。<法第15条>

【改正前→改正後】 ○:規定あり △:配慮規定 ×:規定なし ◎:明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎ ①	△ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○ ②	× → ○+労使協定
ガイドライン(指針)	× → ○	× → ○ ③	× → ○

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

- ※同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)
- 特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)
- 精皆勤手当(同一の業務内容の場合)等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

- ※同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合)等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、

取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



令和2年度 業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を25円以上引上げ、設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行った場合にその費用の一部を助成します。

※申請期限:令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※)	
		2~3人	40万円			
		4~6人	60万円			
		7人以上	80万円			
30円コース	30円以上	1人	30万円			【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※)
		2~3人	50万円			
		4~6人	70万円			
		7人以上	100万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※)	
		2~3人	90万円			
		4~6人	150万円			
		7人以上	230万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※)		
		2~3人	150万円			
		4~6人	270万円			
		7人以上	450万円			

(※)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性をその3年度前の生産性と比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

ご留意頂きたい事項

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



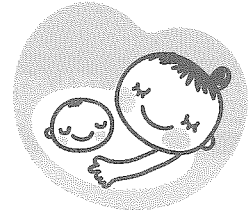
ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合等は、予算の範囲内で支給します。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(029-277-8294)へお問い合わせください。

働く妊婦・事業主のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、**男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定**しました。

▶▶ 母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶ 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における**新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響**があるとして、**主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。**
- 本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和3年1月31日**(※)です。
(※) 新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例

感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため

母健連絡カード(母性健康管理指導事項連絡カード)を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等)

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます(労働基準法)。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



<問い合わせ先> 茨城労働局 雇用環境・均等室
〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 / TEL 029-277-8295

令和元年度 過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施結果

茨城労働局労働基準部監督課

昨年11月の「令和元年度過重労働解消キャンペーン」期間中に実施した監督指導結果をお知らせします。県内全体で164事業場を対象とし、このうち118事業場(72.0%)で労働基準関係法令違反が認められました。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが70事業場、賃金不払残業があったものが24事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが27事業場でした。

過重労働の防止、長時間労働の縮減は重要で緊急の課題です。一層の取り組みを引き続きお願いいたします。

1 法違反の状況(是正勧告書を交付)

労働時間関係を含む法違反には、業種によって程度に差異があります。平成30年度の実施結果に比べ、複数の業種で関係法令違反が認められた事業場の割合が上がる結果となりました。

合計	重点監督 実施事業場数 (注1)	労働基準関係 法令違反があった 事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間(注2)	賃金不払残業(注3)	健康障害防止措置(注4)	
	164	118 (72%)	70 (42.7%)	24 (14.6%)	27 (16.5%)	
主な 業種	製造業	42	27 (64.3%)	18	3	4
	建設業	11	7 (63.6%)	5	2	1
	運輸交通業	9	9 (100%)	6	1	1
	商業	44	33 (75%)	17	4	14
	接客娯楽業	4	2 (50%)	1	0	0
	その他の事業(注5)	26	21 (80.8%)	16	10	3

(注1) 主な業種を計上しているので合計とは一致しません。

(注2) 36協定なく時間外労働、36協定を超えて時間外労働といった違法な時間外労働があった場合です。

(注3) 計算誤りといったものは含んでいません。

(注4) 衛生委員会を設置していない、健康診断を行っていない、1か月80時間超の時間外・休日労働を行った労働者から申し出があったのに医師による面接指導を実施していない、適切な方法により労働時間を把握していないといった労働安全衛生法違反の数です。

(注5) 派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいいます。

2 主な健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付)

監督指導を実施した事業場のうち、75事業場に対し、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導を行う等過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導しました。平成30年度の実施結果に比べ、指導事業場数はやや減となりましたが、「月45時間以内への削減」、「月80時間以内への削減」の指導割合がやや高くなっています。

指導事業場数	指導事項(複数の場合、それぞれに計上している。)(注1)					
	面接指導等の 実施(注2)	長時間労働による 健康障害防止対策 に係る調査審議 の実施(注3)	月45時間以内 への削減(注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が 実施出来る仕組み の整備等(注5)	ストレスチェック 制度を含むメンタル ヘルス対策に係る 調査審議の実施
75	4	10	47	28	7	1

(注1) 「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していません。

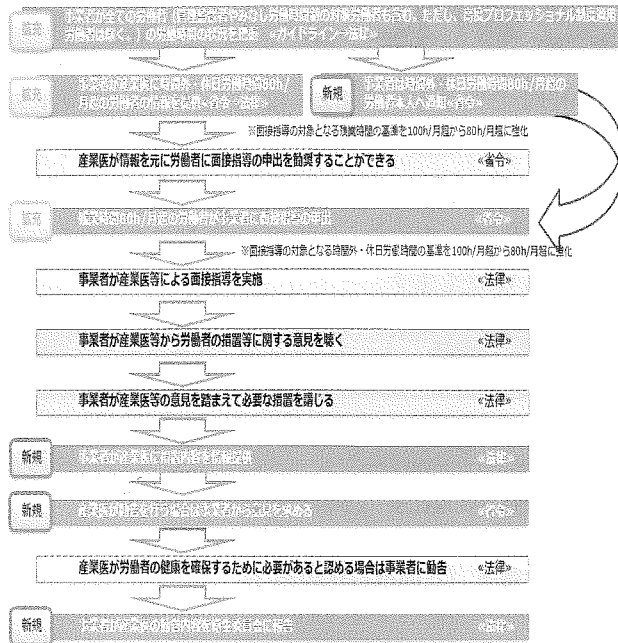
(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者への面接指導等の実施。

(注3) 長時間労働による健康障害の防止を図るための対策の樹立、精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関し、衛生委員会で調査審議すること、あるいは衛生委員会の設置の義務がない場合には機会を設けて関係労働者から意見聴取すること。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内への削減とそのための方策の検討を行うこと。

(注5) 医師による面接指導の実施に当たって、労働者の申出が適切になされるよう予め仕組み等を定めておくこと。

(参考)長時間労働者に対する面接指導等について



1 産業医の活動環境の整備

産業医の独立性・中立性の強化
 (1) 産業医について、専門的知識に基づいて誠実にその職務を行う責務を定める。
 長時間労働者等の健康確保対策の強化
 (2) 事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った労働者の健康管理等に関する報告の内容等を報告しなければならないこととする。(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場)
 (3) 事業者は、労働者が安心して産業医等による健康相談を受けられるようにするために必要な体制整備等を講ずるよう努めなければならないこととする。(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場)
 産業医の業務内容等の周知
 (4) 事業者は、産業医の業務内容等を労働者に周知しなければならないこととする。(産業医等を選任している事業場)

2 労働者の健康管理等に必要情報の産業医への提供等

労働者の健康管理等に必要情報の産業医への提供
 (1) 事業者は、産業医に対し産業医健康業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場)
 労働者の健康情報の適正な取扱いの確保
 (2) 事業者は、本人同意その他正当な事由がある場合を除き労働者の健康確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を取り扱わなければならない。また、健康情報を適正に管理するための措置を講じなければならないこととする。(全ての事業場)
 ※ じん病法も同様の改正

●産業医とは：事業場において、労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理、健康管理等を行う医師。常時使用する労働者が50人以上の事業場において選任義務がある。
 ●衛生委員会とは：労働者の衛生に係る事項を調査審議するための会議体。構成員は使用者、労働者、産業医等。常時使用する労働者が50人以上の事業場において設置義務がある。
 ※ 高齢労働者の増加に伴う産業医健康機能の強化についても、労働災害防止計画等に基づき、不断の見直し・取組を進めていく。

3 労働時間の適正な把握に関する指導状況(指導票を交付)

過重労働の防止、賃金不払残業の防止のためには、労働時間が適正に管理・把握されなければなりません。監督指導を実施した事業場のうち、20事業場に不適切な点が認められたため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導しました。

指導事業場数		20	
指導事項	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	17	
	自己申告制による場合	自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	0
		実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	3
		適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)	0
	労働時間を管理する者の職務(ガイドライン4(6))	0	
労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))	0		

左表に記載のある(ガイドライン4(1))等はガイドライン中の該当する項目の番号となります。本ガイドラインの詳細は、最寄りの監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省のホームページよりご確認くださいませ。

労働時間 適正な把握 検索

(事業主のみなさへ)

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成28年1月20日、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを策定しました。

4 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績
 監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった70事業場について、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、17事業場で1か月80時間を超え、このうち11事業場で1か月100時間を超える状況にあることが確認されました。

(2) 労働時間の管理方法
 監督指導を実施した事業場における労働時間の管理方法は、右表以外の方法のみを採用している28事業場を除くと、8事業場で使用者が自ら現認する、72事業場でタイムカードを使用する、37事業場でICカード、IDカードを使用する、41事業場で自己申告制によることにより確認し、始業・終業時刻等を記録するというものでした。

違反事業場数	70
80時間以下	53
80時間超	17
100時間超	11
150時間超	0
200時間超	0

原則的な方法(注)	使用者が自ら現認	8
	タイムカードを基礎	72
	ICカード、IDカードを基礎	37
	PCの使用時間の記録	6
自己申告制		41

(注) 同一事業場で部署等によって異なる管理方法を採用している場合には、それぞれに計上しました。

労働保険の年度更新について

労働保険年度更新申告・納付期間は、例年6月1日から7月10日までですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、6月1日から8月31日まで延長されましたので、申告期限(8月31日)までに申告されますようお願いいたします。

なお、労働保険年度更新申告書受理相談会を下記のとおり開催いたしますが、今年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いいたします。

令和2年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水 戸	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:30～16:00	茨城県水戸合同庁舎 6階入札室 (水戸市棚町1-3-1)
	7月8日(水)	9:30～16:00	ハローワーク笠間 会議室 (笠間市石井2026-1)
	7月8日(水)	9:30～16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町3210)
	7月9日(木)	10:00～16:00	太子町中央公民館 第1研修室 (久慈郡太子町池田2669)
	7月10日(金)	9:30～16:00	常陸大宮市文化センター 会議室1 (常陸大宮市中富町3135-6)
日 立	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00～16:00	日立労働基準監督署 1階会議室 (日立市幸町2-9-4)
	7月10日(金)	9:30～15:30	ハローワーク高萩 2階会議室 (高萩市本町4-8-5)
土 浦	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00～16:00	土浦労働総合庁舎 3階会議室 (土浦市宍塚1838)
筑 西	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00～16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室 (筑西市下中山581-2)
古 河	7月9日(木)・10日(金)	9:00～16:00	古河労働基準監督署 2階会議室 (古河市東3-7-32)
常 総	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00～16:00	常総労働基準監督署 会議室 (常総市水海道淵頭町3114-4)
龍ヶ崎	7月9日(木)・10日(金)	9:00～16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室 (龍ヶ崎市川原代町四区6336-1)
鹿 嶋	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00～16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室 (鹿嶋市宮中1995-1)

お越しの際は、申告書及び事業主印(法人の場合は代表者印)のほか、次の資料をご持参下さい。

◎継続事業(建設事業、林業以外)

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの保険料算定期間中に使用したすべての労働者に支払われた賃金額(支払義務が具体的に確定した賃金も含まれます。)が分かる資料

◎一括有期事業(建設事業、林業)

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間に終了した工事に係る「工事台帳」、「工事請負契約書」、「伐採量・支払労務費明細書」等の資料

※お問い合わせ先 茨城労働局 労働保険徴収室(029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署まで

労働保険料の納付は『口座振替』が便利です

- ◆金融機関窓口に出向かずに納付ができます。
忙しくて銀行に行く時間がない! 窓口で待たされる! そんなあなたに…
- ◆納付“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課せられる心配がありません。
- ◆手数料はかかりません。
- ◆ゆとりある納付期日で安心です。
口座振替を利用しない場合に比べて第1期分納付期日が延長されます。

★一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。★

申込用紙の入手

- ※申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。
- ※申込用紙を、茨城労働局、各労働基準監督署の窓口でお受け取りください。

口座を開設している金融機関に提出

- ※登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。
- ※一部の金融機関では、口座振替の取り扱いができません。
対象の金融機関については厚生労働省ホームページでご確認ください。

詳細はこちら <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

『口座振替』で労働保険料等を納付している事業主の方へのお知らせ

令和2年度の労働保険料等の申告・納付期限が、令和2年6月1日～令和2年7月10日から、令和2年6月1日～令和2年8月31日まで延長されたことに伴い、全期・第1期の口座振替納付日を、令和2年9月7日から **令和2年10月13日に変更**となりましたのでご注意ください。

なお、第2期、第3期の口座振替納付日については、変更ありません。

《令和2年度労働保険料等の口座振替納付日》

全期・第1期	第2期	第3期
(変更前) 令和2年9月7日	(変更なし) 令和2年11月16日	(変更なし) 令和3年2月15日
(変更後) 令和2年10月13日		

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための労働保険料等の特例猶予を申請した場合には、令和2年度の口座振替は一斉に凍結することになります。第1期分のみの特例猶予を申請し許可された場合にあっては、第2期、第3期分は、納付書での納付となりますのでご注意ください。

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

[茨城局版]

令和2年度「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

中小企業事業者が設置する屋外喫煙所等に対し助成します (支給上限:100万円)

【助成要件】

以下の両方の事項を満たすことが必要です。

- ①労働者災害補償保険の適用事業者であること。
- ②下表の労働者数・資本金等の両方またはどちらかの一方の条件を満たす中小企業(第二種施設を営む者に限る)事業者であること。


業 種		常時雇用する労働者数 ※1 (企業全体)	資本金または 出資の総額※1
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、 複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、 金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

【助成の対象】 令和2年度から、「屋内」に設置する喫煙室の助成対象は、「既存特定飲食施設のみ」になりました。

施設の種類の	助成対象			助成率	上限額
	喫煙 専用室	指定たばこ 専用喫煙室	屋外喫煙室 (閉鎖系)		
第一種施設 学校、病院、診療所、児童福祉施設、介護老人施設、行政 機関等	×	×	×	—	—
第二種施設 第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設 (事務所、工場、商店、ホテル・旅館(客室を除く)、飲食店等)	×	×	○	1/2	100 万円
既存特定飲食提供施設 以下の3要件を同時に満たす飲食店、喫茶店等 ①令和2年4月1日時点で営業していること(現存する) ②個人または資本金5,000万円以下の企業が経営 (一の大規模会社が発行済株式の1/2を有する場合を除く) ③客席面積 100㎡ 以下	○	○	○	2/3	100 万円
喫煙目的施設 公衆喫煙所、たばこの対面販売を行い喫煙を主たる目的と するバー・スナック(いわゆるシガーバー)、店内での喫煙可能 な販売店 (製造たばこ小売販売業、出張販売の許可を受けていること)	×	×	×	—	—

- ・ 交付申請は、令和3年2月末日(原則)まで、事業の完了は年度内(令和3年3月末日)までになります。
- ・ 交付は事業場単位であり、1事業場につき1回です。この助成金を過去に交付された事業場は申請することができません。
- ・ 同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に複数の場所で複数の組み合わせによる措置を行うこと。この場合も、上限額は100万円です。

【問合せ先】  厚生労働省茨城労働局労働基準部健康安全課 電話 029-224-6215
詳しくは、厚生労働省ホームページ「受動喫煙防止対策助成金 職場の受動喫煙防止対策に関する各種支援事業(財政的支援)」をご覧ください。

精神障害の労災認定基準に「パワーハラスメント」を明示します

～業務による心理的負荷(ストレス)評価表を明確化・具体化しました～

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害が業務上災害として労災認定できるかを判断するために、「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めています。

認定基準では、発病前のおおむね6か月間に起きた業務による出来事について、強い心理的負荷が認められる場合に、認定要件の一つを満たすとなっています。

令和2年6月から改正労働施策総合推進法が施行され、パワーハラスメントの定義が法律上規定されたこと等を踏まえ、認定基準の「業務による心理的負荷評価表」にパワーハラスメントを明示しました。

変更のポイント

これからは、職場における人間関係の優越性等に注目した上で、より適切に評価し得る「具体的出来事」に当てはめ、心理的負荷を判断することになります。

今まで

上司や同僚等から、嫌がらせ・いじめや暴行を受けた場合、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」という具体的出来事に当てはめて評価していました。

優位性「なし」

優位性「あり」

次の各具体的出来事に当てはめる

これから

「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」

「上司等(※)から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」

※「上司等」とは

職務上の地位が上位の者のほか、＜同僚又は部下であっても、業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、その者の協力が得られなければ業務の円滑な遂行を行うことが困難な場合＞、＜同僚又は部下からの集団による行為でこれに抵抗または拒絶することが困難である場合＞を含みます。

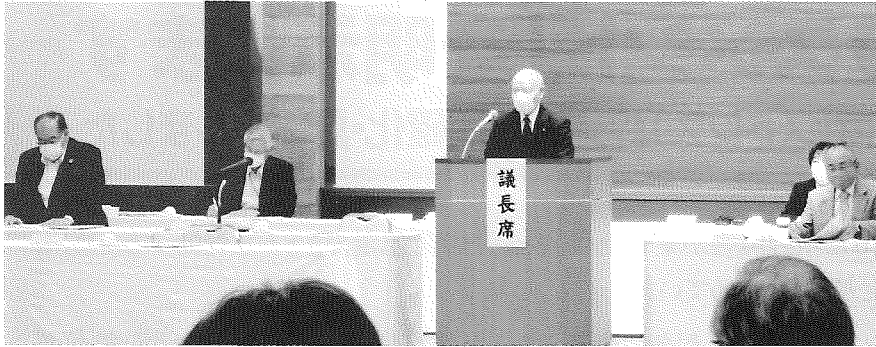
■ パワーハラスメントの定義 ■

職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる以下の3つの要素を全て満たす言動とされます。

①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③就業環境が害されるもの

※詳しくは、茨城労働局または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

(一社)茨城労働基準協会連合会 定時会員総会開催



(一社)茨城労働基準協会連合会は、令和2年5月22日(金)水戸市内ホテルにおいて令和2年度定時会員総会を開催いたしました。今年は新型コロナウイルス感染防止に努めたうえで縮小しての開催となりました。

当日は、ご来賓として茨城労働局細江労働基準部長様、加藤健康

安全課長様をお迎えし、令和元年度の事業報告・収支決算報告及び任期満了に伴う役員改選等について提案審議され、何れも原案どおり承認決定されました。また、総会直後の理事会において会長・副会長が選定されました。なお、16年に亘り会長を務めていただきました鬼澤邦夫氏が退任されました。

改選された役員は、次のとおりです。

令和2年度 (一社)茨城労働基準協会連合会役員名簿

役職	氏名	所属	所属事業場	備考
会長理事	村島英嗣	水戸	(株)常陽銀行 専務取締役	新任
副会長理事	株木貴史	水戸	株木建設(株) 取締役相談役	再任
副会長理事	椎名一弘	日立	(株)日立製作所 日立事業所 安全マネジメント統括センター長	新任
副会長理事・安衛部会長	塚田陽威	土浦	塚田陶管(株) 代表取締役社長	再任
副会長理事	斉藤一恵	古河	斉藤運輸倉庫(有) 代表取締役会長	再任
副会長理事	石津健光	鹿島	常総開発工業(株) 取締役会長	再任
専務理事	橋本篤弘	事務局	(一社)茨城労働基準協会連合会	再任
常務理事	佐川正孝	事務局	(一社)茨城労働基準協会連合会	新任
理事	柳生修	水戸	コロナ電気(株) 代表取締役社長	再任
理事	佐藤和章	水戸	(株)日立製作所ビルシステムビジネスユニット総務部部長代理	新任
理事	水出浩司	日立	(株)日立製作所電力ビジネスユニット日立事業所総務部長	再任
理事	横田一人	土浦	(株)武井工業所 常務取締役	再任
理事	小倉重則	筑西	三共貨物自動車(株) 代表取締役社長	再任
理事	小薬拓巳	筑西	(株)小薬建設 代表取締役	再任
理事	太田慶樹	古河	大丸鐵興(株) 代表取締役社長	再任
理事	大藤博文	太田	(株)大藤組 代表取締役	再任
理事	細貝健男	太田	富士フィルムオプティクス(株) 総務部担当部長	再任
理事	山野井周一	常総	山野井精機(株) 代表取締役社長	再任
理事	片山勝元	常総	片山特殊鍛工(株) 代表取締役会長	再任
理事	大野操	龍ヶ崎	総合建物サービス(株) 代表取締役会長	再任
理事	糸賀祥治	龍ヶ崎	(株)糸賀商運 取締役会長	再任
理事	坂下弘之	鹿島	鹿島共同施設(株) 専務取締役	再任
監事	福井紳哉	水戸	(株)日立ハイテク 那珂総務部長	再任
監事	内田善明	土浦	(株)筑波銀行 執行役員人事総務部長	再任

最低賃金の履行確保に係る 監督指導の実施結果

茨城労働局では、茨城県最低賃金(令和元年10月1日から時間額849円)の履行確保を図るため、本年1月から3月にかけて、県内8か所の労働基準監督署において集中的に監督指導を実施しました。

最低賃金改正の影響が見込まれる業種等を中心に実施した結果、対象の252事業場のうち37事業場で最低賃金違反が認められ、是正を指導しました。

1 業種別監督指導結果

業種	対象事業場数	違反事業場数
製造業	81	11
建設業	1	0
宿泊業,飲食サービス業	57	8
卸売業,小売業	56	8
その他	57	10
合計	252	37

2 最低賃金未満の労働者の状況(人)

①監督対象事業場労働者数	3,588
①のうち女性	2,096
②最低賃金未満労働者数	101
②のうち女性	89
②のうち非正規労働者	85

3 最低賃金以上を支払っていなかった理由

売上減,コスト増により最賃額を支払えなかった	7
最低賃金制度は知っているが額を知らなかった	9
最低賃金額を知っていたが賃金を改定しなかった	16
労働者から最賃未満でもよいと申出があった	1
労働能力の低い者に適用ないと思った	1
パート・アルバイト・家族従業員には適用がないと思った	1
賃金を時間給に換算して比較していなかった	4
その他	9

茨城労働局労働基準部賃金室 TEL 029-224-6216

「賃金構造基本統計調査」に ご協力をお願いします

厚生労働省では、毎年7月に「賃金構造基本統計調査」を実施しています。

この調査は、統計法に基づき実施されるもので、国の重要な統計の一つとして「基幹統計」に指定されています。労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、性、学歴、役職、職種別に統計的に集計し、この結果は民間企業の賃金決定のための資料をはじめ、多くの公的な金額等の指標として活用される大変重要なものです。

調査対象事業所は無作為に抽出され、令和2年

は県内1,666の事業所が選定されています。

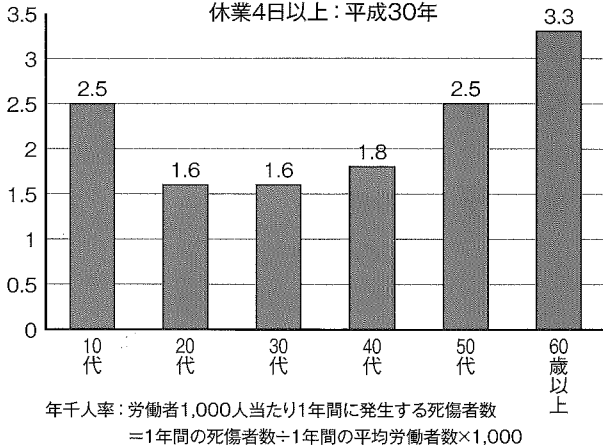
調査対象事業所へは7月1日に調査票を配布しておりますので、調査対象となりました事業所の皆様には、ご多忙中のところ恐縮ですが、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

茨城労働局労働基準部賃金室
TEL 029-224-6216

高齢労働者の災害防止にご協力を!

全国の年齢階層別死傷年千人率

休業4日以上：平成30年



- ・20歳未満の若年齢労働者と50歳以上の高齢労働者で災害発生率が高い。
- ・加齢により筋力や骨密度、敏捷性、視認性等が衰える。今後さらに高齢労働者が増加するため、これらに応じた災害防止対策が求められている。
- ・特に女性労働者は、50歳から転倒災害が急増し、61歳でピークに達する。50歳未満の女性は男性よりも発生割合が低い。

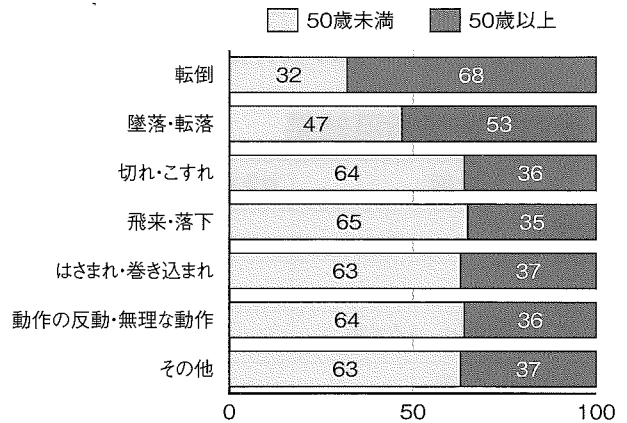
資料出所：中災防発行「令和元年度 安全の指標」

事故の型別・被災者の年齢階級別死傷の割合

休業4日以上：平成28年（製造業）

高齢労働者は、一般に豊富な知識と経験を持っていること、判断力と統率力を備えていることなどの特徴を有していますが、一方で加齢により心身機能が低下し、労働災害発生の要因の一つとなっています。

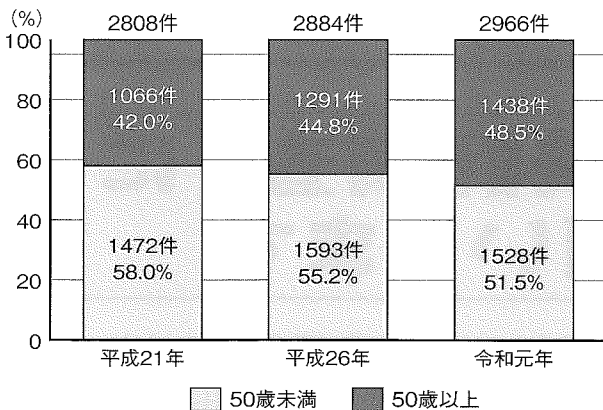
例えば、年齢を重ねるにつれ、脚力が衰え、バランス能力、歩行能力が低下するため、「転倒」「墜落・転落」災害の増加が懸念されます。



資料出所：厚生労働省 職場のあんぜんサイト
「労働災害原因要素の分析」

高齢労働者の災害推移（県内）

茨城県：休業4日以上



茨城県内の高齢労働者の災害は、件数、比率とも増加しています。

ここ10年間で372件、6.5%増加し、令和元年には、休業4以上の労働災害の半数を占めています。

これらを踏まえ、令和2年度は、①高齢労働者安全衛生管理セミナー（(株)労働調査会が受託）を各都道府県で実施、②個別事業場のコンサルティング（中央労働災害防止協会等が支援事業を実施）、エイジフレンドリー補助金（下の囲み参照）、④高齢労働者安全衛生対策実証等事業（独創的、先進的な対策を検証）が予定されています。

また、令和2年3月16日には、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」が策定されており、従来にも増して高齢労働者の安全確保対策が求められています。

エイジフレンドリー補助金の概要

- 申請先**：一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会
- 支給額**：1件当たり補助率2分の1
(上限100万円)
- 募集**：5月下旬～10月
- 決定**：順次(6月～11月)
- ※応募事業場は、交付決定から4か月程度、安全対策などに取り組む必要があります。

～全国安全週間に向けて取り組む皆様へ～

「全国安全週間」7月1日(水)から7月7日(火)まで
「準備期間」6月1日(月)から6月30日(火)まで

全国安全週間に向けて取り組む場合は、次の「3つの密」を避けることを徹底してください。

- ①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)
- ②密閉場所(多くの人が密集している)
- ③密閉場所(お互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発声が行われる)

「茨城地区」免許出張特別試験は中止となりました

令和2年9月5日(土)に予定されていた労働安全衛生法に係わる今年度各種免許の「出張試験」は、新型コロナウイルスの影響により中止が決定されました。

関東安全衛生技術センターで定期的に行われている免許試験は継続されておりますので、受験ご希望の方は以下にお問い合わせください。

免許試験のお問い合わせ

関東安全衛生技術センター 〒290-0011 千葉県市原市能満2089 電話 0436-75-1141

県内の労働災害発生状況速報 (令和2年5月末現在)

業種別		令和2年		前年同期	
計		(5)	943	(8)	907
製造業		(0)	251	(5)	264
鉱業		(0)	5	(0)	5
建設業		(2)	120	(1)	96
内 訳	土木	(2)	27	(1)	18
	建築	(0)	53	(0)	57
	その他	(0)	40	(0)	21
運輸交通業		(0)	129	(2)	128
貨物取扱業		(1)	17	(0)	14
農林業		(1)	17	(0)	18
畜産水産業		(0)	41	(0)	49
商業		(0)	132	(0)	124
その他		(1)	231	(0)	209

(注) ()内は、死亡者で内数

令和2年死亡災害発生状況 追加分

発生月 時間帯	職 年 種 経 験 年 数 種 齢 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
4月 19~20時	運転者 40歳代 5年	農業	交通事故	トラックを運転して荷物を運搬中、カーブを曲がり切れず、コンクリート壁に衝突し、車外に投げ出されて死亡した。
			トラック	

令和2年死亡災害発生状況 5月発生分

発生月 時間帯	職 年 種 経 験 年 数 種 齢 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
5月 8~9時	土工 40歳代 15年	道路建設 工事業	激突され	建設現場内の道路脇の斜面にある立木(胸高直径22センチメートル、樹高約15メートル)をチェーンソーで伐倒していたところ、伐倒していた立木が縦に裂けて跳ね上がり、被災者の頭部を直撃した。
			立木等	

講習会のご案内(令和2年7月中旬~8月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
8/18~19・20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/26~27・28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
7/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/16~17	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
7/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/30~31	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
8/26~27	平成館 (古河市)	古河協会
乾燥設備作業主任者		
7/15~17	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会・古河協会
ガス溶接		
8/1~2	平成館 (古河市)	古河協会・筑西協会
玉掛け		
7/16~17・18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/30~31・8/3・4	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
8/20~21・24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
8/28~29・30	平成館 (古河市)	古河協会
フォークリフト運転(学科)		
7/19	平成館 (古河市)	古河協会
8/3	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
8/4	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
8/4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/22	平成館 (古河市)	古河協会
8/27	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
床上操作式クレーン運転		
7/24~25・26	平成館 (古河市)	古河協会
小型移動式クレーン運転		
7/30~31・8/1	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者		
8/4~5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
8/27~28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
7/29	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
8/25	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会
電気取扱業務(低圧)		
7/18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
7/25	平成館 (古河市)	古河協会・筑西協会
8/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
電気取扱業務(高圧)		
7/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
8/5~6	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会

産業用ロボットの教示・検査等の業務		
7/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
8/22~23	平成館 (古河市)	古河協会
特定粉じん作業		
7/18	平成館 (古河市)	古河協会
8/6	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
8/31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
職長教育		
8/4~5	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
8/4~5	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
8/25~26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/26~27	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
職長・安全衛生責任者教育		
7/21~22	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
8/1~2	平成館 (古河市)	古河協会
安全衛生推進者講習		
7/21~22	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/21~22	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
8/17~18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会
8/27~28	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
安全管理者選任時研修		
8/24~25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
8/17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
KYTトレーナー研修会		
7/30~31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
化学物質管理者養成研修		
8/7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
7/30	平成館 (古河市)	古河協会
8/6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者) 直前講習会(模擬試験)		
8/3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(エックス線作業主任者)		
8/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478